

食のまち・八戸ブランドロゴマーク制作・PR 業務 業務仕様書

1 目的

八戸市は、水産業をはじめとした豊かな食文化を有しており、全国的にも高い評価を受けているにも関わらず、地域外における認知度やブランド価値の明確化という点では、十分とは言えない状況にある。こうした課題を踏まえ、八戸の「食」を象徴するブランドのロゴマークを制作するとともに、当該ロゴマークを活用した広報を行い、市民及び観光客に対する認知度向上を図ることを目的とする。

なお、制作したロゴマークは、「食のまち宣言」と同時の発表を予定していることから、同宣言に係る内容の広報についても、本件業務に含むものとする。

2 業務内容

本業務はロゴマークの制作及び PR に関する次の業務を実施するものとする。なお、PR については、「食のまち宣言」に係る内容を含むものとする。

2.1 ロゴマークの制作

「食のまち・八戸」又は「美食のゲートシティ」を象徴する公式ロゴマークを下記のとおり制作する。

ロゴマーク制作内容

① ロゴマークデザイン案作成

ロゴマーク案

※ 3 案以上提出し、八戸食文化会議（6 月下旬予定）での協議を経て八戸市が最終決定する。

② ロゴマーク構成

- ・ロゴマーク
- ・ロゴタイプ（日本語、英語）

③ カラーバリエーション

- ・カラー版
- ・モノクロ版

④ デザインデータ作成

納品形式（ai・png・jpg・pdf）

なお、ロゴマークの制作にあたっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 事業コンセプト（別添参考資料）を踏まえた、わかりやすい、かつ、シンプルなデザインとすること。

イ 各種観光 PR 並びに SNS アイコン及び WEB バナーへの使用のほか、商品パッケージへの活用などを想定していることから、応用性が高いデザインであること。

ウ デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権、商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

エ 海外においても発信力のあるデザインとし、各国文化において誤解を招く恐れがないものであること。

2.2 ロゴマーク使用ガイドライン作成

ロゴマークを市及び民間事業者が適切に活用できるよう、ロゴマークの使用に係るガイドラインを作成する。

【主な内容】ロゴマーク基本形、カラー指定、最小サイズ、余白設定、禁止事項、使用例、形式

2.3 ロゴマークを活用したPR業務

「食のまち・八戸」の認知向上を図るため、ロゴマーク及び「食のまち宣言」を活用したPRに関する提案及び広報素材の制作を行う。

2.3.1 広報用素材の制作

ロゴマーク及び「食のまち宣言」を活用した広報素材を制作する。

【素材（例）】

- ① キービジュアル 1点
- ② Web掲載用画像 2点
- ③ プレスリリース案 1件

※広報用素材の内容については、提案内容を踏まえ、市と協議の上決定する。

2.3.2 広報用制作物の制作

制作したロゴマーク及び広報素材並びに「食のまち宣言」を活用し、下記の制作物をデザインし、制作する。

【広報用制作物の種類、仕様及び数量（想定）】

制作物	仕様及び規格	数量
ポスター（大）	B1サイズ、片面カラー	10
A型看板	ポスター（大）が格納できるサイズ、屋外対応	3
ポスター（小）	B2サイズ、片面カラー	100
チラシ	A4サイズ、片面カラー	2,000
紙袋	W330mm×H260mm×D100mm	1,000
のぼり旗	W600mm×H1800mm、防炎加工込み（支柱及び台座不要）	3
バックボード 用布	W3000mm×H2260mm、マジックテープ貼付式（支柱不要）	1
発表用ボード	A0サイズ程度	1

※備考

- 1 制作物並びに仕様及び規格については、提案内容を踏まえ、八戸市と協議の上最終的に決定する。
- 2 各制作物については原則デザインデータの納品を含む。

2.3.3 広告による情報発信

ロゴマーク及び「食のまち宣言」について、広告による情報発信を実施する。
※広告媒体の選定、掲載内容（サイズを含む。）、掲載時期等については、提案内容を踏まえ、市と協議の上決定する。

3 成果品

受託者は次の成果品を提出すること。

- ① ロゴマークデータ一式
- ② ロゴマーク使用ガイドライン
- ③ 広報用素材
- ④ 広報用制作物
- ⑤ 広告実施報告書（内容：実施媒体、掲載内容、掲載日、閲覧者数等）

4 著作権その他権利に係る留意事項

- (1) 受託者が制作物を制作するに当たり生じた知的財産権に係る問題について、八戸市は一切の責任を負わない。
- (2) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。以下同じ。）は、その発生と同時に受託者から八戸市に譲渡され、八戸市に帰属するものとする。また、受託者は成果品に係る著作権者人格権を行使しないことに同意するものとする。
- (3) 八戸市は、成果品に受託者又は第三者が著作権その他の権利を有するものが含まれている場合であっても、契約期間中及び契約期間終了後において、成果品を八戸市が必要と判断する目的に使用でき、かつ、八戸市が認める第三者に使用させることができるものとする。
- (4) 成果品に第三者が著作権その他の権利を有するものが含まれる場合においては、当該成果品の引渡しの前にあらかじめその使用に係る許諾等の手続を受託者が行うこととし、その費用は本件委託費に含むものとする。また、第三者との間に当該権利に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において当該紛争における一切を処理しなければならない。契約期間終了後においても同様とする。

5 委託料上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

6 委託期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日まで

- (1) ロゴマークデザイン（案）： 令和 8 年 6 月中旬まで
（八戸食文化会議での協議後、最終決定は令和 8 年 7 月中旬を予定）
- (2) 広報用素材及び広報用制作物の制作： 令和 8 年 7 月下旬まで